様式第3号(第6条第1項関係)

条例対象事業計画認定申請書

年　　月　　日

　茨城県知事　　　　　　　　　　殿

住所(主たる事務所の所在地)

申請者

氏名(法人名及び代表者氏名)

　茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第4条第1項の規定に基づき，同項各号に掲げる事業に関する条例対象事業計画の認定を申請します。

(別紙)

条例対象事業計画

1　条例対象事業計画の内容

　(1)　条例対象業務施設の整備内容

|  |
| --- |
| ア　整備目的イ　整備内容　(ア)　条例対象業務施設の種別 |
| 　 | 事務所 | 研究所 | 研修所 | 　　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　※　条例対象業務施設の種別は，該当するものに「○」を記載すること。　(イ)　整備場所　※　整備場所は，条例対象業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は，入居を予定する物件名まで記載すること。　(ウ)　取得等の別 |
| 　 | 区分 | 新築 | 増築 | 購入 | 賃貸 | 用途変更 | 　 |
| 土地 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 建物 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　※　所有地に条例対象業務施設を整備する場合は，土地の用途変更欄に「○」を記載すること。　(エ)　条例対象業務施設となる建物等 |
| 　 | 区分 | 項目 | 全体 | 対象部分 | 備考 | 　 |
| 土地 | 敷地面積 | m2 | m2 | 　 |
| 建物 | 延べ床面積 | m2 | m2 | 　 |
| 建物附属設備 | 種類 | 　 | 　 |
| 数量等 | 　 | 　 | 　 |
| 構築物 | 種類 | 　 | 　 |
| 数量等 | 　 | 　 | 　 |
| 機械装置 | 種類 | 　 | 　 |
| 数量等 | 　 | 　 | 　 |
| 　※　条例対象業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合は，その整備全体について記載することとし，備考欄に対象となる具体的な部分(対象部分のあるフロア等)等を記載すること。　※　条例対象業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合であって，土地，建物(共有部分)，建物附属設備又は構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は，建物の条例対象業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により按分したものを記載すること。　※　土地又は建物が複数ある場合は，その土地又は建物ごとに記載すること。　※　建物附属設備，構築物又は機械装置が複数ある場合は，種類ごとに記載すること。　※　条例対象業務施設の図面又は外観イメージを表す書類等を添付すること。　(オ)　事業期間　※　事業期間の終期は，本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし，地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定する認定地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。　　　なお，事業期間の終期は，条例対象業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。 |

|  |
| --- |
| ウ　条例対象業務施設の整備の実施時期 |
| 　 | 区分 | 時期 | 備考 | 　 |
| 土地の取得 | 　　　　年　　月 | 　 |
| 着工 | 　　　　年　　月 | 　 |
| 完成 | 　　　　年　　月 | 　 |
| 事業の供用開始 | 　　　　年　　月 | 　 |
| ※　条例対象業務施設を賃貸により整備する場合は，「着工」の欄に賃貸借契約締結時期，「完成」の欄に入居時期を記載すること。※　複数の条例対象業務施設を整備する場合は，それぞれの時期を並列に記載すること。 |

　(2)　条例対象業務施設で行う業務

|  |
| --- |
| ア　整備を行う業務 |
| 　 | 整備を行う業務部門 | 事業所 | 備考 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| ※　「整備を行う業務部門」の欄は，調査・企画部門，情報処理部門，研究開発部門，国際事業部門，その他管理業務部門，商業事業部門，情報サービス事業部門若しくはサービス事業部門，研究所又は研修所の別を記載すること。※　「事業所」の欄は，整備を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。※　商業事業部門は，専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。※　サービス事業部門は，調査・企画部門，情報処理部門，研究開発部門，国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。イ　条例対象業務施設で行う業務ウ　組織体制(事業実施前及び事業実施後) |
| 　 | (事業実施前) | 　 |
| (事業実施後) |
| ※　組織体制図には，全社的な組織を記載するとともに，それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。※　それぞれの部署の事業実施前及び事業実施後(予定)の定員数を記載すること。 |

2　条例対象業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

　(1)　条例対象業務施設において常時雇用する従業員数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分／時期 | 申請時 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 |
| 条例対象業務施設の全従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

　※　申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は，事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については，当該期間の欄には記載せず，「終了時」の欄に記載すること。

　(2)　条例対象業務施設において常時雇用する従業員の増加数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分／時期 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 | 合計 |
| 新規採用者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 他の事業所からの転勤者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※　申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで，「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については，当該期間の欄には記載せず，「終了時」の欄に記載すること。

　※　「新規採用者数」の欄は，新規採用による従業員の増加数を記載すること。

　※　「他の事業所からの転勤者数」の欄は，他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

　(3)　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職業分類 | 人数 | 備考 | 　 |
| 　 | 人 | 　 |
| 　 | 人 | 　 |
| 　 | 人 | 　 |
| 　 | 人 | 　 |
| 合計 | 人 | 　 |

　※　「職業分類」の欄は，日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

　※　「人数」の欄は，事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

　(4)　条例対象事業計画に関連する全事業所において特定業務(注)に従事する常時雇用する従業員数

　　　　(注)　茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則第4条各号に掲げる業務施設において行われる業務

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分／時期 | 申請時 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 |
| 県外にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 県内にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

　※　申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は，事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については，当該期間の欄には記載せず，「終了時」の欄に記載すること。

　※　条例対象事業計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員(当該条例対象業務施設における従業員を含む。)の合計数を記載すること。

3　条例対象事業計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

　(1)　条例対象業務施設等の整備に必要な資金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 取得価格等 | 備考 | 　 |
| 土地 | 百万円 | 　 |
| 建物 | 百万円 | 　 |
| 建物附属設備 | 百万円 | 　 |
| 構築物 | 百万円 | 　 |
| 機械装置 | 百万円 | 　 |
| その他 | 百万円 | 　 |
| 合計 | 百万円 | 　 |

　※　条例対象業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合は，その全体について記載すること。

　※　建物附属設備，構築物又は機械装置が複数ある場合は，その合計額を記載し，備考欄に主な内訳等を記載すること。

　(2)　条例対象業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調達方法 | 金額 | 備考 | 　 |
| 自己資金 | 百万円 | 　 |
| 借入金 | 百万円 | 　 |
| 社債等 | 百万円 | 　 |
| 出資 | 百万円 | 　 |
| その他 | 百万円 | 　 |
| 合計 | 百万円 | 　 |

　※　国，都道府県及び市町村等からの補助については，「その他」の欄に記載すること。

　※　合計額は，3(1)条例対象業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。